

第5号様式（第13条、第16条第1号関係）

課長	課長補佐	係長	係	受付

水道使用
異動届

国頭村長 殿

令和 年 月 日

届出の種別	☐ 開栓 ☐ 一時中止 ☐ 名義変更 ☐ 給水開始 ☐ 使用廃止 ☐ その他				
給水装置の場所	国頭村字				
使用者の 住所氏名	住所：				
	フリガナ				
	氏名	S	生年月日		
所有者の 住所氏名	住所：				
	フリガナ				
	氏名	H	年	月	日
届けた方の 住所氏名	住所：				
	フリガナ				
	氏名	R	TEL		
希望日 R年 月 日 午前・午後	給水装置の用途別		一般・営業・官公庁・家事共用・臨時用		
	料金の支払い方法		個人納付（銀行/農協・郵便局）・区長委託 口座引落とし(海邦銀行・農協・郵便局で手続き)		
名義変更記入欄 前使用者氏名等	フリガナ				
	氏名				
	前使用者又は、所有者の同意確認		☐ 前使用者 ☐ 所有者		
(届出の理由) ☐ 入居のため ☐ 転居のため ☐ しばらく使わないため ☐ 使用者変更のため ☐ 廃止のため 他：					
メーター番号		メーター撤去・開栓	R年 月 日	現場処理担当者	
栓番号		メーター指数・期限	m ³	台帳処理担当者	
収納状況			使用一時中止・廃止時：料金精算処理(台帳処理・調定作成) ☐		
(備考) 開栓・名義変更は裏面の誓約書の署名後、裏面コピーをお客様へお渡してください。					
送付先設定等					

誓 約 書

※開栓・名義変更の方は下記を熟読し、同意の場合は□に✓と署名をお願いいたします。

このたび、上記給水装置工事申込及び各種届出において、国頭村簡易水道事業給水条例第18条に規定する給水装置の善良な管理及び下記事項を遵守し、村に一切のご迷惑をかけないことを誓約します。

1. メーター設置位置の付近に車や物を置きません。また、犬は出入り口やメーター設置位置から離れた場所につなぎます。もし、検針等に支障がある場合は、自費でメーターの位置替え工事をいたします。
2. メーターを亡失または損傷した場合は、その損害額を弁償いたします。
3. 緊急やむを得ない場合の給水制限・断水等により、水が濁って損害が生じても、村に対して損害を請求しません。
4. 給水装置（メーター2次側以降）の老朽化による赤水、出水不良、維持管理及び漏水事故等が生じた場合は、私が責任をもって対処いたします。（維持管理はメーターを含む）
5. 加圧（増圧）式給水及び受水槽以下の装置について、水圧変動による障害、停電による断水が起こった場合は、私（設置者）が責任をもって管理いたします。
6. 給水装置工事施工について、第三者から異議があっても、村に対してご迷惑をおかけしません。



～お知らせ～

国頭村役場建設課・水道係
TEL：0980-41-2869
FAX：0980-41-3084

口座引き落としについてのご協力について

- ・各自での手続きとなります。取扱い金融機関は、海邦銀行、農協、ゆうちょ銀行（郵便局）となります。手続き後の翌月から引落とし開始となります。
（4/10 手続き→5/25 引落とし。引落とし日が休祝日の場合は翌営業日となります。）
- ・手続きの手順としては、最初の月に納付書をお送りいたします。納付書に「納付番号」の記載がありますので金融機関でご記入ください。金融機関には最新月の水道料金の納付書・預金口座通帳・金融機関届出印をご持参ください。
- ・引落としの領収書はメーター検針表に表示されます。翌月のメーター検針時にポストへ投函いたします。
- ・ゆうちょ銀行（郵便局）で手続きの場合は下記の記載が必要となります。
【・払込先加入者名：国頭村役場 ・払込先口座番号：17020-4698791】

納付書支払の取扱金融機関

- ・琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、沖縄県農業協同組合（本店・支店）

県外での支払、またはゆうちょ銀行（郵便局）での支払いの方へ

- ・県外で納付書でのお支払いの方は、扱える納付書がゆうちょ銀行のみとなっております。ご了承ください。
- ・ゆうちょ銀行（郵便局）でのお支払いの方は専用納付書となりますのでお申し出ください。